

気軽に投句を 毎月19日は一句の日

毎月19日は「伊丹一句(19)の日」です。俳句を詠んだことのない人や季節が分からない人も気軽に自由な投句を。

応募期間は、8月19日～21日。投句箱設置施設が市立伊丹ミュージアムホームページから

インターネットで投句を。無料(特選入選者には賞品あり)。
●楽しい朗読を開催 10月12日から来年2月22日の木曜(全10回)午後1時、ラスタホールで。柔軟体操や発声練習、呼吸法などの基礎を学び詩や小説などの作品を朗読します。
定員15人。受講料1万円。
●8月17日からラスタホール 781・8877へ。先着順。

9月末まで マイナポイント申し込み 早めに申請を



マイナポイント第2弾のポイント申し込み期限は9月30日です。ポイント申し込みサイトは、今後混雑が見込まれ、一部の決済サービスは9月30日より前に申し込み期限が終了するため、対象者は早めに申請を。詳しくは、同ポイントホームページから確認してください。
●マイナンバーカード交付予約システム マイナンバーカードの受け取り予約待ち時間が短くなります。

予定日までに▽予約サイト(下)二次元コードから読み取り可)からインターネット予約▽市民課マイナンバーカード担当に電話—を。
●マイナンバーカード出張窓口を開催 マイナンバーカードの申請やマイナポイントの申し込みができる出張窓口を実施します。日時と場所は、次の通り。
▽8月23日(水)・24日(木)ラスタホール1階のエントランスホール。いずれも午前10時～午後5時(受け付けは4時半まで)。詳しくは、市ホームページで確認を。当日直接、会場へ。
●マイナンバー窓口休日開庁 休日にマイナンバーカードの申請・交付、マイナポイントの相談などができる窓口を次の通り開設します。

9月9日(土)午後1～4時、いたみいききプラザで。障がい福祉事業所が進路相談を個別ブースで行い、各事業所の就労支援や提供サービスの特徴を説明します。
無料。当日直接、会場へ。
●市障がい福祉事業所 合同説明会を開催
9月9日(土)午後1～4時、いたみいききプラザで。障がい福祉事業所が進路相談を個別ブースで行い、各事業所の就労支援や提供サービスの特徴を説明します。
無料。当日直接、会場へ。
●市障がい福祉事業所 合同説明会を開催

後1時半、アイ愛センターで。聴覚に障がいのある人へ話の内容を要約して文字にし、その場で伝える要約筆記や聴覚障害について学ぶ。
対象・定員は、聞こえに悩んでいる本人とその家族・支援者など20人。
●②パソコン要約筆記きつけ講座 9月26日、10月3日の火曜午後1時半、アイ愛センターで。要約筆記の技術や福祉の基礎内容を学ぶ。
対象・定員は市内在住・在勤・在学中でパソコン技術を生かして活動したい各10人。

無料(パソコン持参)。
●③音訳ボランティア入門講座 9月21日、11月16日の木曜(全8回)午前10時、アイ愛センター1他で。
音訳(朗読)の基本的技術、視覚障害について学ぶ。
対象・定員は市内在住・在勤・在学者10人。
無料(テキスト代別)。
●④アイ愛センターふれあいチャレンジボウリング編(全2回) 9月16日(土)午前10時～12時、9月23日(祝)22時～24時、アイ愛センター▽23日(祝)22時～24時、阪急伊丹駅改札口前1集合。
ボランティアのスタッフと一

緒にボウリング(ラウンドワン三宮店)に挑戦して交流する。
対象・定員は市内在住の知的障がいのある18歳以上5人。
参加料は、①無料②ボウリング代など別。
●⑤阪神くすの木学級川西教室日程と会場は▽9月16日(土)、11月26日(日)アステホール(川西市栄町25)▽10月28日(土)川西市総合センター(同市日高町1)で。いずれも午前10時。防災講座や勾玉づくり体験—など。
対象・定員は聴覚・言語に障がいがある16歳以上40人。
無料(材料費別)。

対象は、視覚に障がいがある16歳以上。
無料(材料費別)。
●⑥阪神青い鳥学級北支部伊丹教室 9月29日、10月27日、11月17日の金曜午前10時半、アイ愛センターで。
音楽鑑賞や寄せ植え体験—など。
対象は、視覚に障がいがある16歳以上。
無料(材料費別)。
●①8月29日②9月5日③9月7日④8月18日⑤8月15日⑥8月18日⑦9月13日—までに電話でアイ愛センター1772・0221(ファクス781・2897)も可。⑥は除くへ。先着順(④は応募多数の場合、抽選)。

生活援助ヘルパー 養成・研修受講者を募集

介護が必要な高齢者に介護保険サービスの生活援助を提供するうえで、必要な知識を習得するための研修を、次の通り実施します。いずれも無料。
受講後、基準緩和訪問型サービスのヘルパーとして就業できます。

生活援助ヘルパー養成研修

9月13日(水)・14日(木)・20日(水)・21日(木)午前9時50分(全4回)、東りいたみホールで。
対象・定員は16歳以上30人。
●9月12日までに電話で市介護保険課(市ホームページから電子申請も可)へ。先着順。

生活援助ヘルパー研修

8月24日(水)、25日(金)午前10時(全2回)、スワンホールで。
定員20人。
●電話で(株)STEP BY STEP (☎090-3894-5474)へ。先着順。

市介護保険課 ☎784-8037

生物多様性

交流フェスティバル2023

市は、市内や周辺地域で生物多様性の保全再生活動を行う学校や団体などの取り組みを紹介する「生物多様性交流フェスティバル」を次の通り開催します。
【ポスター展】8月16～28日
【口頭発表会】8月20日(日)午前10時
いずれも昆虫館で。要入館料。

伊丹生きものマイスター講座

市は、自然環境の保全や再生に関心がある市民を募集し、「伊丹生きものマイスター」を養成する講座を次の通り実施します。
【日程】9月～来年3月31日までの土・日曜、祝日を予定(全9回。詳しくは市ホームページで確認を)
【会場】昆虫館など
【対象・定員】高校生以上20人
【受講料】無料(交通費別)
●電話で市みどり自然課へ。先着順。

市みどり自然課 ☎780-3521



生活Q&A エステ店と連絡が取れない!

10月1カ月前、インターネットで見つけたエステ店で、脱毛エステ20回分、2年間有効で19万8千円の契約をした。しかし、2回目の予約をしようとしたら電話が通じない。倒産したのだろうか。既に全額を一括で支払い済みだが、エステを受けられないのであれば、解約して返金してほしい。(20歳代女)

「A」このエステ事業者が倒産したかどうかは確認できませんでしたが、代金を前払いした店で契約通りのサービスを受けられなければ、解約して未施術分の返金を求めることができます。考えられます。まずは書面で返金を求めているようにお話ししました。

昨年度からエステの「倒産」に関する相談が多く寄せられています。「倒産」には、法的手続きが取られる場合と、経営者が行方不明の場合があります。いずれも、既に支払った代金の返還は期待できません。

一括払いを除く)の場合は、エステの契約期間内であればクレジット会社に支払い停止を求める主張ができます。まずはクレジット会社に問い合わせをみましょう。
エステのように前払いをして、長期間、継続的にサービスを受ける契約では、事業者の倒産以外にも「施術が合わない」「忙しくて通えない」など都合によりサービスを受けられなくなる可能性があります。契約する際には、短期間のコースや1回ごとに支払うコースにするなど慎重に検討することが必要です。

消費生活・製品事故に関する相談は消費生活センター ☎775・1298(相談専用平日午前9時～正午、午後1時～4時15分)へ。